

審 査 基 準

平成6年10月1日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第78条第5項
処 分 の 概 要： 道路使用許可証の再交付
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官を含む。）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行規則第12条（道路使用許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 3日
申 請 先： 申請者は、道路使用の許可を受けるべき行為にかかわる場所を管 轄する警察署の交通課（係）窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 警察署 青森県警察本部交通部交通規制課規制第二係(電話017-723-4211)
備 考：